

困ったときの

法律
相談

2

徴税吏員の選挙運動

答える
人自治労顧問弁護士
藤原 修身

相談

市の納税課に勤務し市税の徴収事務を担当していた職員が、市職の在籍専従役員として、当局の許可を受けて組合業務に従事中です。ところが最近、市当局から、もともと納税課勤務の徴税吏員だから選挙運動には関わらないほうがよいのではないかと指摘されたとのことで、市職も心配しています。徴税吏員であった職員は、組合専従役員になっても選挙運動ができないのでしょうか。また、組合としてはどのように対応すべきでしょうか。

回答

納税課に配属され、市税の徴収事務を担当していた職員であっても、現在は市当局の許可を得て、市職の専従役員としての業務に従事中ですから、公職選挙法（以下「公選法」という）が特定の公務員として選挙運動を禁止している「徴税の吏員」（136条7号、以下「徴税吏員」という）には該当しません。

まず、地方公務員に対する選挙運動制限の概略を説明し、公選法による徴税吏員の選挙運動禁止は組合の専従職員には適用されないことを述べます。そして、この禁止規定は、合理的な根拠がなく、存在価値のないことを指摘した上で、組合としての対応について私の意見を付け加えることにしましょう。

地方公務員の選挙運動制限

(1) 地方公務員は、第一に地方公務員法（以下「地公法」という）によって、職務遂行の政治的中立性を確保するため、一定の政治的行為が禁止されています。その禁止の一つとして、公の選挙で特定の人を支持し、または反対する目的で、投票するように、またはしないように勧誘運動をすることが規定されているのです（36条2項1号）。

しかし、この地公法による選挙運動禁止規定は、現業職員・公営企業職員には適用されず、徴税吏員のようにな非現業職員でも勤務する自治体の区域外では適用されないほか、禁止規定に違反しても刑事罰による制裁はありません。

(2) 次に、地方公務員は、職員の立場を離れ一般の国民として、非現業職員であるか現業・公営企業職員であるかの区別なく、公選法による選挙運動の制限規定の適用を受けます。

この公選法による選挙運動制限には、「地方公務員の地位利用の禁止」（136条の2）などはやむを得ないとしても、遵守するのが不可能といわれる「事前運動」の禁止（129条）、選挙運動としては最も大切で有効とされる「戸別訪問」の禁止（138条）など、民主国家には類例のない多岐にわたる規制があります。

徴税吏員の選挙運動禁止

- (1) ところで、徴税吏員は、他の職種の地方公務員とは違い、一般の職員であれば合法的に行うことのできる選挙運動についても、徴税吏員の職にあるだけで、選挙管理委員会の職員とともに、特定公務員として選挙運動のすべてが禁止されているのです（公選法 136 条 7 号）。

もっとも、この選挙運動の禁止対象となるのは、現実に地方税の課税徴収を担当している職員に限定され、それ以外の職員（例えば、納税課勤務でも総務・庶務係勤務の職員）を含まないと解釈されています。

- (2) しかし、この徴税吏員に対する選挙運動禁止規定は、普通選挙（財産または納税を選挙権の要件としない選挙制度）が実施された 1925 年制定の衆議院議員選挙法には存在せず、現在の公職選挙法の制定（1950 年）の際に初めて設けられたものです。

ところが、同法に徴税吏員を特定公務員として、すべての選挙運動を禁止することにつき、合理的根拠の有無やその必要性に関し、国会での十分な審議が行われた形跡はありません。

したがって、「徴税吏員」がその職にあるというだけで選挙運動のすべてを禁止する公選法の規定は、制限選挙時代（1925 年前）の遺物と評価できるでしょう。その規定の存在価値が問われるべきであり、憲法が基本的人権として保障する言論の自由（21 条）を侵害するものと言わざるを得ません。

在籍専従中の徴税吏員と選挙運動

- (1) 地方公務員である職員は、任命権者の許可を得て、組合業務に従事するための在籍専従が認められ、職員としての職務専念義務の免除を受けることができます（地公法 55 条の 2、地方公営企業等の労働関係に関する法律（以下「地公労法」という）6 条。なお現在は最長 7 年（地公法附則 20 項、地公労法附則 4 項））。

そして、専従許可を得た職員は、退職者扱いとなり、徴税吏員であった者も、その職から離れることとなります。

- (2) したがって、徴税吏員も、在籍専従期間中は、他の非現業職員と同様に、地公法 36 条による選挙運動禁止規定の適用を受けるとしても、公選法 136 条 7 号による特定公務員に対する選挙運動の禁止規定が適用されることはありません。

組合としての対応

- (1) ところで、市当局は、元納税課勤務であったとの理由で、現在は組合専従役員である職員の選挙運動関与を問題にしているとのこと。

市職と市当局の労使関係の実情など不明な点がありますが、おそらく市当局側の公選法における徴税吏員の選挙運動禁止規定についての解釈に誤りがあるからだと思います。そうだとすれば、市職としては、その誤解をなくするのが先決です。

また、市当局の意向が、地公法による選挙運動禁止規定に違反しないようにとの配慮によるものであれば、この禁止規定に違反しない選挙活動（とくに公示・告示前）が数多くあることの説明もすべきだと思います。

- (2) さらに、地方公務員は、給与その他の勤務条件を条例で定める法制度下であり（現業・公営企業職員は労働協約主義が採用されてはいるものの、現実には非現業職員と同様であるのが実態）、議会に組合側代表を送る必要性和重要性があります。

その上、自治労としては、組合結成以来長い間、民主主義を守るという理念を大切にきた組合運動をも進めてきました。

このようなことを考えると、徴税吏員の選挙運動禁止問題についても、具体的に公選法違反として組合員や組合役員が責任を問われるような事態を生じた場合には、法改正をめざしたたかいかいに取り組むことが必要ではないかと思っています。